

一般社団法人石川県トラック協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人石川県トラック協会（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、貨物自動車運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保することによって、事業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉に寄与するとともに、事業の社会的、経済的地位の向上及び会員相互の連絡協調の緊密化を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 関係官庁の行う貨物自動車運送事業法その他法令の施行の措置に対する協力
- (2) 貨物自動車運送事業法に基づく地方貨物自動車運送適正化事業
- (3) 貨物自動車運送事業の近代化・合理化のための事業
- (4) 貨物自動車運送事業に関する指導、調査及び研究
- (5) 前各号に掲げる事業を行うため必要な研究、講演、講習会等の開催
- (6) 会員相互の連絡協調を図る施策
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 普通会員

① 石川県内で常時営業を営む貨物自動車運送事業者

② 貨物自動車運送事業を営む急便事業の団体で、石川県内に事務所を有するもの

③ 貨物利用運送事業の許可または登録を受けた者で石川県内に営業所を有するもの

④ 学識経験を有する者で、理事会において推挙したもの

(2) 賛助会員

本会の趣旨に賛同して入会する者で、理事会の承認を得た者

2 前項の普通会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格取得)

第6条 本会の会員となろうとする者は、理事会が定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、本会の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、総会において別に定める入会金及び会費を納めなければならない。ただし、第5条第1項1号の④の会員はこれを除く。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において普通会員の決議により当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の名誉を汚し、又は信用を失墜させるような行為があったとき。

(2) 定款又は総会の決議を無視する行為があったとき。

(3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払い義務を、1年以上履行しなかったとき。

- (2) 総普通会員が同意したとき。
 - (3) 当該会員が死亡し事業を相続しなかったとき、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が解散したとき。
- 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。
- 3 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金及び会費は返還しない。

第4章 総 会

(構成)

第11条 総会は、すべての普通会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総普通会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する普通会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請

求することができる。

3 総会を招集するには、会長は、総会の日の2週間前までに、普通会員に対して必要な事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において出席普通会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、普通会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総普通会員の議決権の過半数を有する普通会員が出席し、出席した当該普通会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総普通会員の半数以上であつて、総普通会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 総会に出席できない普通会員は、委任状その他の代理権を証明する書面又は電磁的記録を会長に提出することにより、他の普通会員を代理人として議決権行使させることができる。

(決議の省略)

第19条 理事又は普通会員が、総会の目的である事項について提案した場合においてその提案について、普通会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、その提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が普通会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、普通会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、その事項の報告があつたものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役 員

(役員の設置)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 25名以上35名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち、5名以内を副会長、1名を専務理事とする。

4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、前項の専務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は総会の決議により選任する。

2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族そ

の他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、業務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長又は専務理事が会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、その職務を行う。
- 5 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、本会の会務を掌理する。
- 6 会長及び専務理事は毎事業年度4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するま

で、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総普通会員の半数以上であって総普通会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、報酬を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

(顧問)

第29条 本会に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の決議を経て、学識者のうちから会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

第6章 理 事 会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

(開催)

第32条 理事会は、毎事業年度開始前及び事業年度終了後3ヶ月以内に開催す

るほか、必要がある場合に隨時開催する。

(招集)

第33条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するには、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、役員に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、役員の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠席の場合は、副会長、専務理事が議長の職務を代行する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合においてその提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を理事会に報告することを要しない。
2 前項の規定は、第24条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長が出席しない場合には、出席した理事及び監事の全員が記名押印する。

第7章 正副会長会

(構成)

第39条 本会に正副会長会を置く。

2 正副会長会は、会長、副会長及び専務理事をもって構成する。

(権限)

第40条 正副会長会は、次の職務を行う。

- (1) 総会及び理事会の運営に関すること
- (2) 総会及び理事会に提出する議案

(開催)

第41条 正副会長会は、毎事業年度開始前及び事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に隨時開催する。

(招集)

第42条 正副会長会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ指定された副会長が正副会長会を招集する。

(議長)

第43条 正副会長会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が事故あるときは、前条第2項の副会長がこれに当たる。

(決議)

第44条 正副会長会の決議は、決議について特別の利害関係を有する副会長を除く会長及び副会長の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第45条 正副会長会の議事については、議事録を作成する。

2 出席した議長は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第46条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第47条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第48条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会において総普通会員の半数以上であって、総普通会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第50条 本会は、総会において総普通会員の半数以上であって、総普通会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の制限)

第51条 本会は、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

第52条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 本会の公告の方法は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は官報に掲載する方法による。

第11章 委員会及び部会

(委員会及び部会)

第54条 本会の事業の円滑な運営を図るため、委員会及び部会を設置する。

2 委員会は、会長の諮間に応じ、会長に建議し、及び理事会から付託された事項につきその実現に努力する。

3 部会は、事業種別ごとの固有の問題について、会長の諮間に応じ、会長に建議する。

4 委員会及び部会の種別、構成その他については会長が別に定める。

第12章 支 部

(支部)

第55条 本会の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めたときは、理事会の決議を経て、地域ごとに支部を設けることができる。

2 支部に関する必要な事項は、会長が別に定める。

第13章 事務局

(事務局)

第56条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第14章 補則

(委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の代表理事は谷本義治、業務執行理事は百成政博とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第46条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。